

なら結婚応援団規約

(趣旨)

第1条 結婚は個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に対し、特定の価値観を押しついたり、プレッシャーを与えたりすることは決してあってはならないという認識のもと、奈良県は、「なら結婚応援団」(以下「応援団」という。)を設置し、結婚を希望する独身者を地域で応援する環境づくりを推進する。

(構成)

第2条 応援団は、結婚を希望する独身者を応援する活動を実施する企業・店舗・団体等(以下、「応援団員」という。)で構成する。

(役割)

第3条 奈良県は、応援団員として活動する者を募集し、登録する。また、応援団員が行う次項に規定する事業の情報提供を行う。

2 応援団員は、次のいずれかの事業(以下「イベント等」という。)を実施する。

(1) 結婚を希望する独身者の出会いの場を提供する事業

(2) 結婚に関する情報提供や自己のスキルアップ等を目的としたセミナーを開催する事業

(3) その他結婚に向け独身者を応援する内容の事業

3 応援団員は、前項の事業の実施に向けて、必要に応じて情報発信を行う。

4 応援団員の登録及び事業の情報提供その他応援団に関して必要なことは、この規約に定める。

(登録要件)

第4条 応援団員の登録要件は、結婚を希望する独身者及び独身者の家族を応援する活動を実施し、かつ、次に掲げる要件全てに該当することとする。

(1) 奈良県内に事務所又は事業所がある企業・店舗・団体等であること

(2) 結婚相談や斡旋、またお見合いや出会い等を業としていない者であること

(3) 県内でイベント等を開催できる者(旅行関連イベントを除く。)であること

(4) 登録期間内にイベント等を1回以上実施できる者であること

(5) 奈良県及びイベント等の参加希望者等とPCメールで通信できる者であること

(6) 次に該当しない者であること

① 宗教活動や政治活動を目的とする団体

② 暴力団等その構成員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号及び第6号に規定するものをいう。)又はそれらと密接な関係を有する団体等

(登録の申込)

第5条 応援団員としての登録を希望する者は、なら結婚応援団登録申込書(第1号様式)を奈良県に提出する。詳細は別途定める「なら結婚応援団団員登録及びイベント等実施の手引き」のとおりとする。

(登録の実施)

第6条 奈良県は、前条の規定による提出があった場合、第4条の登録要件に該当するとき

は、その登録を行う。

- 2 奈良県は、確認に必要な限度において関係機関等に照会することができる。
- 3 奈良県は、確認に必要な限度において現地調査をすることができる。
- 4 奈良県は、第1項の登録を行った場合においては、その旨を通知するとともに、当該団体の情報等をなら結婚応援団ホームページに掲載し、登録をした者に対し、なら結婚応援団ホームページのID及びパスワードを付与する。
- 5 第4条の登録要件に該当しないことが判明したとき又は、奈良県が登録することが適当でないと認めるときは、登録を行わないことができる。

(登録期間)

第7条 応援団員の登録期間は、登録日から登録日の属する年度の翌年度末までとする。登録期間の延長を希望する場合は、なら結婚応援団登録申込書(第1号様式)及び誓約書(第2号様式)を提出し、登録期間終了日の7日前までに更新手続きを行うものとする。

(登録内容変更の届出)

- 第8条 応援団員は、なら結婚応援団登録申込書に記載した事項に変更があったときは、登録内容変更届(第3号様式)を奈良県に提出するものとする。
- 2 奈良県は、前項の規定による提出があった場合においては、必要に応じて、ホームページの情報を変更するとともに、登録内容を変更した旨を通知する。

(登録の取消)

- 第9条 応援団員が登録を辞退する場合は、登録辞退届(第4号様式)を奈良県に提出するものとする。
- 2 奈良県は、前項の規定による提出があった場合は、登録を取り消すものとする。
 - 3 奈良県は、応援団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により応援団員の登録を受けたとき
 - (2) 第4条のいずれかの要件を満たさなくなったとき
 - (3) 第13条の規定に違反して、個人情報をも他の目的に使用し、又は他人に漏らしたとき
 - (4) 第14条第4項に規定するなら結婚応援団イベント実施報告書(第5号様式)を理由なく提出しないとき
 - (5) 入力されている情報を不正に改ざんした場合
 - (6) 他の応援団員のID又はパスワードを盗用した場合
 - (7) なら結婚応援団の情報提供を故意に妨害した場合
 - (8) 応援団の活動について定めた規約等に違反したとき

(ID等の管理責任)

- 第10条 第6条第4項の規定により付与されたID及びパスワードは、応援団員自身の責任において管理するものとする。
- 2 ID及びパスワードの使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害の責任は応援団員が負うものとし、奈良県は一切責任を負わないものとする。

(情報の削除)

第11条 奈良県は、応援団員が登録した情報について、次の各号のいずれかに該当する場

合は、奈良県は応援団員に通知することなく当該情報を削除することができる。

- (1) 法令に反する場合
- (2) 公序良俗に反する場合
- (3) 犯罪的行為を誘発する場合
- (4) 第三者に損害又は不利益を与える場合
- (5) 第三者を誹謗中傷している場合
- (6) 宗教活動や政治活動とみなされる場合
- (7) 記載された内容が虚偽である場合
- (8) その他なら結婚応援団の目的に照らして、不相当と判断された場合

(情報の停止)

第12条 奈良県は、提供する情報を停止することがある。また、緊急やむを得ない場合には、情報の停止について事前に発表しないことがある。

(個人情報の取扱い)

第13条 応援団員は、その取得した個人情報を厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

(イベント等の実施)

第14条 応援団員は、別途定める「なら結婚応援団団員登録及びイベント等実施の手引き」に基づきイベント等を企画及び実施する。

- 2 応援団員がイベント等を実施するために必要な経費は、応援団員の負担とする。
- 3 参加料やキャンセル料、その発生日については、応援団員で決定し、参加者からの徴収は応援団員の責任で行う。
- 4 イベント等の実施後2週間以内に、なら結婚応援団イベント実施報告書（第5号様式）を奈良県へ提出するものとする。
- 5 イベント等の中止が決定した場合は、速やかになら結婚応援団イベント実施報告書（第5号様式）を奈良県へ提出するものとする。

(安全配慮)

第15条 応援団員がイベント等を行うときは、安全に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上必要な周辺環境等への配慮を行う。

(争議等)

第16条 応援団員が主催するイベント等の実施に関して生じた苦情、争議等について、奈良県は関与しない。

(損害賠償)

第17条 奈良県は、応援団員が実施するイベント等の開催に関して生じた応援団員及び第三者の損害の全てに対しいかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとする。

- 2 応援団員がサービスの提供に関して第三者に対し損害を与えた場合、応援団員は自己の責任と負担をもって解決し、奈良県に損害を与えないものとする。

(管轄裁判所)

第18条 なら結婚応援団の活動について奈良県との間に訴訟等が生じた時は、奈良地方裁判所を第一審の裁判所とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。